

迷惑行為があった場合、 当院での診療をお断りします

当院では、患者さんおよび職員の安全を守り、診療を円滑に行うため、次のような迷惑行為があった場合、当院での診療をお断りさせていただく場合がございます。ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

- 1 ハラスメントや暴力行為(恐れを含む)
- 2 大声、暴言または脅迫的な言動
- 3 通常の範囲を超えた要求の繰り返し
- 4 病院建物および設備等の意図的な破壊
- 5 病院敷地内での飲酒や喫煙
- 6 医療費の悪質な不払い
- 7 SNS等による誹謗中傷
- 8 その他医療の提供に支障をきたす行為

※被害を受ける恐れがあると判断した場合や実際に被害にあった場合には警察に通報いたします。



JA広島総合病院